

特別養護老人ホーム 壱岐のこころ 利用料金表 1か月(30日)の概算

【ユニット型個室】

令和6年8月1日~(単位:円)

【ユニット型個室】 令和								1日~(単位	
要	介護保険	①施設サ	ービス費	②住居費	③食費	④施設利用料		2)+(3)+(4)) ×	
介	負担限度	(日額)					1ケ月(30	0日)あたりの総額 護保険負担割合証をご確認下さい	
護	額	基本料	(祖) 施設体制加算	(日額)	(日額)	(日額)	1割負担		
	第2段階	基 个科	施設体制加昇	880	390	日用品費	65,430	2割負担	3割負担
1	第3段階①	670	91	1,370	650	150	87,930		
	第3段階②			1,370	1,360		109,230		
	第4段階			2,066	1,445		132,660	152,760	172,860
2	第2段階	740	91	880	390	150	67,530	102,700	172,000
	第3段階①			1,370	650		90,030		
	第3段階②			1,370	1,360		111,330		
	第4段階			2,066	1,445		134,760	156,960	179,160
3	第2段階	815	91	880	390	150	69,780	,	,
	第3段階①			1,370	650		92,280		
	第3段階②			1,370	1,360		113,580		
	第4段階			2,066	1,445		137,010	161,460	185,910
4	第2段階	886	91	880	390	150	71,910		
	第3段階①			1,370	650		94,410		
	第3段階②			1,370	1,360		115,710		
	第4段階			2,066	1,445		139,140	165,720	192,300
5	第2段階	955	91	880	390		73,980		
	第3段階①			1,370	650		96,480		
	第3段階②			1,370	1,360		117,780	100.000	100 510
-	第4段階			2,066	1,445		141,210	169,860	198,510
各加算【日額】 ※介護保険負担割合が2割の方は概ね2倍、3割の方は概ね3倍となります。									
◆ 施設体制加算 個別機能訓練加算 I 12 夜勤職員配置加算 II 2 18									
画が域形が探が昇する 看護体制加算 I 2					4 栄養マネジメント強化加算				
1 1 1 2 1 1 1 1 1 1				46	不侵、イングント強化加昇 科学的介護推進体制加算 I (月1回)				11 40
日帝王冶経版文張加昇 1 40 科子的介護推進体制加昇 1(月1回) 40 40 M子的介護推進体制加昇 1(月1回) 40 40 M子的介護推進体制加昇 1(月1回) 40 M子的介護体制和 1(月1回) 40 M子的介養体制和 1(月1回) 40 M子的介育体制和 1(月1回) 40 M子的介育体和 1(月1回) 40 M子的介育体和 1(月1回) 40 M子的介育体和 1(月1回) 40 M子的介育体和 1(月1回) 40 M子的介育体制和 1(月1回) 40 M子的介育体制和 1(月1回) 40 M子的介育体和 1(月1回) 40 M子的介育体和和和的介育体和和 1(月1回) 40 M子的介育体和 1(月1回) 40 M子的介育体和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和和									
▼ 個別加昇(利用者の状況によりより) 初期加算(30日まで) 30 入院外泊時加算(月6日まで) 246									246
口腔衛生管理加算 I (月額)				90	退所前訪問援助加算(1回)				460
看取り介護加算 I 1 死亡日以前31日以上45日以下				72	退所後訪問援助加算(1回)				460
看取り介護加算 I 2 死亡日以前4日以上30日				144	退所時相談援助加算(1回)				400
看取り介護加算 I 3 死亡日前日及び前々日				680	退所前連携加算(1回)				500
看取り介護加算 I 4 死亡日 1280 在宅復帰支援機能加算								10	
	改善加算								

※日常継続支援加算Ⅱの適用ができない場合はサービス提供加算Ⅱ(18/日)の算定となります。

※外泊又は入院時に、お部屋を確保している場合『利用契約書』に定めるとおり居住費を徴収させていただきます

月の総単位数×14%×10円の1割

く負担段階について>

介護職員等処遇改善加算I

食費、居住費については世帯の収入に応じて減額制度があります。内容は下記の通りです。

第2段階:市民税世帯非課税で合計所得額十課税年金収入額が年額80万円以下の方

第3段階①: 市民税世帯非課税で合計所得額十課税年金収入額が年額80万円超120万以下の方

第3段階②:市民税世帯非課税で合計所得額十課税年金収入額が年額120万円超の方

第4段階:市民税世帯課税の方

く高額サービス費(払い戻し)制度について>

1か月に受けた在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が、利用者負担の上限(世帯等の所得区分毎に上限が決まっています)を超えた場合、申請により超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

※この料金表は概算となります。介護保険の端数処理の関係で実際の料金と若干の誤差が生じることがあります ※介護保険法の改正時には変更になる場合があります。